

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程

平成18年7月3日
18 教 規程第29号

(目的)

第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)は、本学の基本理念である「使命志向型教育研究 - 美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE:Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)を担う人材育成に寄与することを目的として東京農工大学奨励奨学金(以下「奨学金」という。)を設けるものとする。

(奨学金の対象者)

第2条 奨学金の対象者は、学業成績、人物共に優秀で次の各号の一に該当する者とする。
一 本学大学院(博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程)を修了又は修了見込みの者で、本学大学院博士後期課程又は連合農学研究科博士課程へ入学予定であること。
二 本学農学部獣医学科を卒業又は卒業見込みの者で、岐阜大学連合獣医学研究科に入学し、本学に配置される予定であること。

(奨学金の申請)

第3条 奨学金の給付を希望する者は、別紙様式による東京農工大学奨励奨学金申請書に本学が指定する書類を添えて、学府長又は研究科長を経由して、学長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 東京農工大学奨励奨学生(以下「奨学生」と言う。)の決定は、前条の申請に基づき学生生活委員会の議を経て学長が行う。

2 奨学生の選考基準は別に定める。

(奨学金の給付額)

第5条 奨学金の給付額は、20万円とする。

(奨学生の決定取り消し)

第6条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、第2条各号に掲げる奨学金の対象者としての条件を満たさなくなった場合、又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、学生生活委員会の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。

- 一 学生の身分を失ったとき。
- 二 学則の規定により懲戒処分を受けたとき。
- 三 その他奨学生として不適格であると認められるとき。

(奨学金の返還)

第7条 奨学生が、奨学金の給付を受けた後に前条各号の一に該当すると認められる場合(死亡により前条第一号に該当することとなった場合を除く。)は、学長は学生生活委員会の議を経て、奨学金の返還を求めることができる。

2 前項において奨学金の返還を求められた奨学生は、定められた期限までに奨学金の全部を返還しなければならない。

(事務)

第8条 奨学金に関する事務は、学生支援チームにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

東京農工大学奨励奨学金申請書

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

下記の記載事項に相違ありません。東京農工大学奨励奨学金を申請します。

(大学院名)

(学府等名・専攻名)

(入学予定年月) 平成 年 月

フリガナ

(氏名): 自筆

〒

(生年月日) 昭和 年 月 日

(現住所)

(電話番号)

大学院(博士前期・修士・専門職学位課程)における研究課題等

(題目)

(概要)

特に優れた業績の要旨

指導教員等の推薦理由

この学生は、東京農工大学奨励奨学金申請者に該当していることを認め、推薦します。

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

指導教員署名

【記入上の注意】

1. 特に優れた業績の内容の要旨を400字程度で記載してください。なお、論文、著書及び受賞については、それぞれ作成又は受賞の年月を記入してください。また、発表、学会誌等はその名称、巻、号等を記載してください。
2. 特に優れた業績を証明する資料を必ず添付してください。